

紀美野町第1回臨時会議録
令和2年4月28日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和2年4月28日（火）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 諸般の報告について
- 第 4 議案第32号 専決処分の承認を求めるについて
(紀美野町税条例等の一部を改正する条例について)
- 第 5 議案第33号 専決処分の承認を求めるについて
(紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措
置に関する条例の一部を改正する条例について)
- 第 6 議案第34号 専決処分の承認を求めるについて
(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につい
て)
- 第 7 議案第35号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正す
る条例について
- 第 8 議案第36号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第37号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
について
- 第10 議案第38号 令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について
- 第11 閉会中の継続調査の申し出について
(議会運営委員会)
-

○会議に付した事件

日程第1から第11まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏名
1番	桐山尚己君
3番	藤井基彰君
4番	上柏院亮君
5番	七良浴光君
6番	田代哲郎君
8番	北道勝彦君
9番	向井中洋二君
10番	美野勝男君
11番	美濃良和君
12番	伊都堅仁君

○欠席議員

2番	廣瀬隆一君
7番	西口優君

○説明のため出席したもの

職名	氏名
町長	寺本光嘉君
副町長	小川裕康君
教育長	東中啓吉君
消防長	家日本宏君
総務課長	細嶋康則君
企画管財課長	坂詳吾君
税務課長	湯上増巳君
保健福祉課長	森谷善彦君
教育次長	曲里充司君

○欠席したもの

なし

○出席事務局職員

事務局長 中谷昌弘君

次長 井戸向朋紀君

開会

○議長（伊都堅仁君） おはようございます。廣瀬議員、西口議員から欠席届が出ていますので、報告します。

ただいまから令和2年第1回紀美野町議会臨時会を開会します。

（午前9時00分）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（伊都堅仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、3番、藤井基彰君、4番上柏院亮君、を指名します。

◎日程第2 会期の決定について

○議長（伊都堅仁君） 日程第2、会期の決定について、議題とします。

議会運営委員長から審査結果の報告を願います。

議会運営委員長、上柏院亮君。

（議会運営委員長 上柏院亮君 登壇）

○議会運営委員長（上柏院亮君） 皆さん、おはようございます。

昨日、議会運営委員会を開催しましたので、その結果について御報告申し上げます。

会期は、本日4月28日の1日限りと決定いたしました。議事日程につきましては、さきに配付しております議事予定日程表のとおりであります。

以上で報告を終わります。

（議会運営委員長 上柏院亮君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） お諮りします。

本臨時会の会期は、ただいま報告のとおり、本日1日限りとしたいと思います。

これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（伊都堅仁君）　　日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から例月出納検査結果に関する報告が提出されております。お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

本臨時会に提出された案件は、お手元に配付のとおりです。

この際、町長から臨時会招集の挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

町長、寺本君。

（町長　寺本光嘉君　登壇）

○町長（寺本光嘉君）　　皆さん、おはようございます。

本日、令和2年第1回の紀美野町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しい中、また新型コロナウイルス感染拡大が続き、緊急事態宣言のもとであります。御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

去る4月20日、国におきまして「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業が実施されることになりました。現在国会で審議されているところであります。これを受けまして、当町もできるだけ早い給付開始を目指して、迅速に事務を進めてまいりたいと思ってございます。

また、マスクの品薄が続いている中、高齢者の方を初め、町民の皆様から「いまだにマスクが手に入らない。何とかならないか。」といった問合せが数多く寄せられている中で、町民の声に応えるため1世帯当たり50枚を全世帯に配付いたしたく、その費用を補正予算に計上させていただきました。

さらに、町内小中学校におきまして臨時休業が続く中、児童生徒の休業中の学習機会の確保を図り、家庭学習を支援してまいりたいと考えてございます。

中学生や小学校高学年の児童には、既に1人1台のiPadを整備していますが、今回、小学校低学年の児童にも1人1台のiPadの拡充整備を行うとともに、ICT教育の充実を図るための費用も計上させていただきました。

またこのたび、公正な入札を妨害したとして井村建設課長が逮捕・起訴された事件に関し、私及び副町長につきまして、行政運営の指揮監督をつかさどるものとしての責任を明確にするため、自戒による措置として、給料を減額することとし、その条例案を上程してございますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、この臨時会に上程している案件は、議案第32号から議案第38号までの7件

であります。税条例等などの一部改正の専決処分の承認を求める案件が3件、町営住宅条例、消防団員等公務災害補償条例、町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部改正に係る案件、令和2年度紀美野町一般会計補正予算に係る案件でございます。

後ほど、担当課長より詳しく御説明を申し上げますので、御審議の上、原案どおり御可決くださいますようお願いを申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第32号 専決処分の承認を求めるについて

(紀美野町税条例等の一部を改正する条例について)

○議長（伊都堅仁君） 日程第4、議案第32号、専決処分の承認を求めるについて（紀美野町税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

説明を願います。

税務課長、湯上君。

(税務課長 湯上増巳君 登壇)

○税務課長（湯上増巳君） 皆さん、おはようございます。

それでは、議案第32号について説明させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。

議案第32号、専決処分の承認を求めるについて。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年4月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次のページをお開きください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございますが、令和2年3月31日において地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、原則として令和2年4月1日から施行されることとなるため、紀美野町税条例等の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次のページをお開きください。

紀美野町税条例等の一部を改正する条例。

令和2年3月31日

条例第 13 号

紀美野町税条例の一部を次のように改正する。

ここからは、新旧対照表を使って御説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをお開きください。

まず、今回の改正の一つに未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦公助の見直し等があり、全ての独り親家庭の子供に対して、公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無による不公平と男性の独り親と女性の独り親の間の不公平を同時に解消するための改正が行われました。

第24条は、寡夫、これを独り親に改める改正で、個人の町民税の非課税の範囲の改正で、人的非課税措置の対象となる未婚の独り親について、児童扶養手当受給者、18歳以下の児童の父または母に限定しないこととする改正です。

次に、第34条の2は、寡婦（寡夫）公助額を女性の寡婦公助額、独り親控除額に改める改正で、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子、前年の所得が48万円以下になります、を有する単身者について、同一の独り親控除、控除額30万円を適用し、それ以外の女性の寡婦については、引き続き控除額26万円を控除することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても所得制限500万円以下、年収でいうと678万円以下を加える改正及び項ずれの改正です。

次に、2ページをお開きください。

次に、第36条の2は、項ずれの改正です。

次の36条の3の2、次のページの36条の3の3は、単身児童扶養者を削除する改正で、給与所得者、公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、扶養親族申告書にその旨の記載を不要とする改正です。

次に、4ページをお開きください。

第48条は、項ずれの改正です。

次に、固定資産税に関する改正です。

第54条第2項は、文言の改正、第4項、次のページの第5項は、使用者を所有者とみなす制度の拡大で、現行では、震災等の事由によって所有者が不明の場合に、使用者

を所有者とみなして、課税できる規定を、調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が1人も明らかとならない場合には、使用者を所有者とみなして、固定資産税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることを加える改正です。

第6項、次の6ページの第7項は、文言の改正及び条ずれの改正です。

次に、6ページから7ページにかけまして、第61条、第61条の2は、項ずれの改正です。

次に、7ページから8ページにかけまして、第74条の3は、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間において、現に所有している者、相続人等に対し、氏名、住所等必要な事項を申告させることができることとする規定の整備です。

次に8ページ、第75条は、文言の改正及び不申告に関する過料について、前条を追加する改正です。

次に、たばこ税に関する改正で、第94条は、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこへの本数への換算方法を定めたもので、2段階で改正を行う1回目の改正で、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこ本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算する改正です。

次の9ページ、第96条は、たばこ税の課税免除の簡素化を定めた規定で、輸出免除等の適用に当たって必要となる課税免除事業に該当することを証明する書類の保存を前提に申告書への当該書類の添付を不要とする改正です。

次に、9ページから10ページにかけまして、第98条、第131条は、項ずれの改正です。

次に、10ページから11ページにかけまして、附則第3条の2第1項は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備で、特例基準割合を延滞金特例基準割合に名称を変更することに伴う改正及び文言の改正です。

次に、11ページ中段の第2項は、法人住民税の納付期限の延長を受けた場合の延滞金の割合を定めたもので、各年の平均貸付割合に1%の割合を加算していたものを0.5%に引き下げる改正です。

次に、附則第4条は、附則第3条の2、第1項の改正に伴う文言の改正です。

次に、12ページをお開きください。

附則第6条及び附則第7条3の2は、改元対応の改正です。

次の13ページを御覧ください。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年間延長する改正です。

次に13ページ中段の附則第10条は文言の改正です。

次の13ページから14ページにかけまして、附則第10条の2は、項ずれの改正、及び第13項は新設されたもので、浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る非課税標準の特例措置を定めたもので、水防法上の浸水被害軽減地区の指定を受けた土地の所有者に対し、当該土地に係る固定資産税の課税標準を最初の3年分価格に3分の2の割合を乗じた額とするものです。

次に、15ページを御覧ください。

附則第11条の2は、改元対応の改正です。

次に15ページから17ページにかけまして、附則第12条は、改元対応及び文言の改正です。

次に17ページ下段から19ページにかけまして、附則第13条、附則第15条は改元対応及び文言の改正です。

次に、19ページの附則第15条の2、附則第16条は、改元対応の改正です。

次に20ページをお開きください。

附則第17条は、低・未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡取得に係る課税の特例の創設に伴う改正です。

次に21ページを御覧ください。

附則第17条の2、第1項、第2項は、優良住宅地の造成と土地等を譲渡した場合の長期譲渡取得に係る課税の特例について、延長期間を3年延長する改正、第3項は、項ずれの改正です。

次に22ページをお開きください。

第22条は、改元対応の改正です。

次の23ページを御覧ください。

第2条による改正です。

第19条は、項ずれの改正及び文言の改正です。

次の24ページをお開きください。

第20条は、第52条第4項を削除したことによる改正です。

第23条第3項は、法律改正に合わせた規定の整備です。

次に25ページから26ページの第31条は、法人税法において、通算法人ごとに申告等を行うこととする連結納税の廃止に伴う規定の整備です。

次に、26ページ下段の第48条第1項から、29ページ第7項までは、項ずれの改正です。

29ページ左の改正の前の第9項は、通算法人について、課税標準の法人税額とする個別帰属法人税額の廃止に伴う規定を削除するものです。

次に29ページ、第9項から31ページ第15項にかけましては、項ずれの改正です。

31ページ、第16項は、法人税法において、通算法人ごとに申告等を行うこととする連結納税の廃止に伴う規定の整備及び項ずれの改正です。

次に、31ページ中段の第50条第2項から次の32ページ第4項は、項ずれの改正及び法人税法において、通算法人ごとに申告等を行うこととする連結納税の廃止に伴う規定の整備です。

次に、33ページから34ページにかけまして、第52条第4項から第6項は、法人税法において、通算法人ごとに申告等を行うこととする連結納税の廃止に伴う規定の削除です。

次の第94条は、軽量な葉巻たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について、2段階で見直しを行う改正の2回目の改正です。

次の、附則第3条の2の2、第2項は、第52条第4項を削除したことによる規定の整備です。

次に、36ページをお開きください。

第3条による改正です。これは平成31年改正条例の一部を改正するものです。

第24条の改正規定、次のページの附則第1条第4号、それと39ページの附則第4条は、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削ることに伴う改正です。

36ページから40ページのその他の改正については、改元対応に伴う改正です。

次に、40ページを御覧ください。

附則です。

施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するものです。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものです。

第1号につきましては、令和2年10月1日から、第2号につきましては、令和3年

1月1日から、第3号につきましては、令和3年10月1日から、第4号につきましては、令和4年4月1日から、第5号につきましては、土地基本法等の一部を改正する法律、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する面の翌年の1月1日からの施行となります。

次に、41ページ上段から43ページ下段にかけまして、第2条から第7条は、延滞金や町民税等に関する経過措置を定めたものです。

次に、46ページから47ページの附則第8条による改正は、平成27年改正条例の一部を改正するもので、改元対応の改正です。

次に、48ページ、49ページの附則第9条、附則第10条による改正は、平成29年改正条例の一部を改正するもので、改元対応の改正です。

次に、50ページから54ページにかけまして、附則第11条による改正は、平成30年改正条例の一部を改正するもので、改元対応の改正です。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。

御審議いただき、原案のとおり御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

(税務課長 湯上増巳君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） おはようございます。

少しお聞きしておきたいと思うんでございますけれども、説明書の1ページですか、そのところでたしか34条の2でしたか、このところで500万円というところがあつたかというふうに思うんでございますけれども、これについて、この控除分についてでございますけれども、御説明をお願いしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、湯上君。

(税務課長 湯上増巳君 登壇)

○税務課長（湯上増巳君） それではただいまの美濃良和議員の御質疑にお答えをいたします。

第34条の2の控除のところですけれども、500万円と申し上げましたのは、もともと男性も女性も寡婦公助というものがございました。男性のほうには、500万円を

超えると寡婦公助が受けられなくなるというふうな規定で、女性のほうは条件にもよりますけれども、500万円を超えていてももらえる、控除が受けられるというふうになっておりましたが、今回の改正で男性も女性も寡婦公助500万円以上、年収でいきますと、678万円以上の方は、この寡婦公助というのが受けられなくなるというふうになります。

以上です。

(税務課長 湯上増巳君 降壇)

- 議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。
○11番（美濃良和君） これによって不利になる方は、おられますか。
大体あるとするならば、どんなことになってくるのか、お聞きしたいと思います。
○議長（伊都堅仁君） 税務課長、湯上君。
○税務課長（湯上増巳君） ただいまの御質疑にお答えをいたします。
この改正によって不利になる方はということでございますけれども、令和元年の3月時点での寡婦公助を受けられている方で500万円の所得を超えている方は1名いらっしゃいます。その方については、この改正は、令和3年1月1日以降の改正になるんすけれども、それ以後に所得が500万超えれば、控除が受けられなくなるということになります。

以上です。

- 議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。
○11番（美濃良和君） それによってどれくらいの金額的に影響はどうなるのか、お聞きしたいと思います。
○議長（伊都堅仁君） 税務課長、湯上君。
○税務課長（湯上増巳君） 住民税ですと、町民税6%、県民税4%かかりますので、控除額26万円受けられていたわけですけれども、その両方合わせて10%、約2万6,000円分を余計に払わなければならぬということになってくるかと思われます。

以上です。

- 議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)
○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第32号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番 (美濃良和君) いろいろと厳しい状況が昨今起こっています。

それに対して、国もまた町のほうでもどういうふうに救済をしていくのかという形の中で個人給付等々の話を伺ってきました。いろいろございまして、今支援をされていかなければならぬ方々がたくさんある中でそういう施策がとられてきているわけでございますけれども、それに対して、スポット的というんですか、穴があるということに対して、私は理解ができないという、確かに大きな金額ではないわけでございますけれども、そういう観点からこの税条例について、反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (伊都堅仁君) これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長 (伊都堅仁君) 起立多数です。

したがって、議案第32号、専決処分について承認を求める件は、承認することに決定しました。

◎日程第5 議案第33号 専決処分の承認を求ることについて

(紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について)

○議長 (伊都堅仁君) 日程第5、議案第33号、専決処分の承認を求ることについて (紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一

部を改正する条例について) を議題とします。

説明を願います。

税務課長、湯上君。

(税務課長 湯上増巳君 登壇)

○税務課長 (湯上増巳君) それでは、議案第33号について、説明させていただきます。

議案書の12ページをお開きください。

議案第33号、専決処分の承認を求めるについて。

紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年4月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次のページをお開きください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございますが、令和2年3月31日において、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部を改正する省令が公布され、令和2年4月1日から施行されることとなるため、紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次のページをお開きください。

紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。

令和2年3月31日

条例第 15 号

紀美野町地方活力向上地域等における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

この条例は、地域再生法に基づき、和歌山県が作成した地域再生計画に沿って、本町の一部区域に本社機能となる事業所等の移転や拡充をするために、一定の要件を備えた

家屋及び償却資産とその敷地となる土地を取得した場合、これらに係る固定資産税の税率を軽減する特別措置を定めたものであります。

今回、地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の改正があり、この適用期限を平成32年3月31日から令和4年3月31日に2年間延長されました。それに伴い改正を行うものです。

次に、附則です。

施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するものです。

なお、新旧対照表の55ページから56ページを順次、御確認賜りますようよろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではございますが、御説明とさせていただきます。

御審議いただき、原案のとおり御承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

(税務課長 湯上増巳君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

1番、桐山尚己君。

(1番 桐山尚己君 登壇)

○1番（桐山尚己君） 1点質疑をさせていただきます。

当該条例に該当する事案が令和2年3月31日までに何件あったのかということをお答えください。

以上です。

(1番 桐山尚己君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、湯上君。

(税務課長 湯上増巳君 登壇)

○税務課長（湯上増巳君） ただいまの桐山委員の質疑にお答えいたします。

該当の法人ということですけれども、該当はございません。

以上です。

(税務課長 湯上増巳君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第33号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第33号、専決処分について承認を求める件を採決します。

本案は、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、専決処分について承認を求める件は、承認することに決定しました。

◎日程第6 議案第34号 専決処分の承認を求ることについて

(紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について)

○議長（伊都堅仁君） 日程第6、議案第34号、専決処分の承認を求ることについて（紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。説明を願います。

税務課長、湯上君。

(税務課長 湯上増巳君 登壇)

○税務課長（湯上増巳君） それでは、議案第34号について、説明させていただきます。

議案書の15ページをお開きください。

議案第34号、専決処分の承認を求ることについて。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

令和2年4月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

次のページを御覧ください。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日 紀美野町長 寺本光嘉

理由でございますが、令和2年3月31日において、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、原則として令和2年4月1日から施行されることとなるため、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたためでございます。

次のページをお開きください。

紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

令和2年3月31日

条例第 14 号

紀美野町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

改正内容でございますが、医療給付費分の基礎課税額の限度額が61万円から63万円に、介護納付金の限度額が16万円から17万円に、軽減判定所得の判定において、被保険者数の数に乗すべき金額を5割軽減の対象となる世帯は28万円から28万5,000円に、2割軽減については51万円から52万円にそれぞれ引き上げる改正です。

のことにつきましては、地方税法施行令の一部改正に伴うものです。

次に、附則第5項及び第6項中、第35条の2、第1項の次に第35条の3、第1項を加える改正は、都市計画区域内にある低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡取得に係る国民健康保険税の課税の特例を定めたもので、一定の条件を満たせば、長期譲渡取得の金額から100万円を控除できる改正を追加したものです。

次に、附則です。

施行期日につきましては、令和2年4月1日から施行するものです。

ただし、附則第5項及び第6項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律、附則第1項第1号に掲げる規定の施行日の属する年の翌年の1月1日から施行するものです。

適用区分につきましては、この条例による改正後の紀美野町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

なお、新旧対照表の57ページから59ページを順次、御確認賜りますようよろしくお願ひいたします。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議いただき、原案のとおり御承認いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

(税務課長 湯上増巳君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

6番、田代哲郎君。

(6番 田代哲郎君 登壇)

○6番（田代哲郎君） 第2条の2項のいわゆる課税限度額を61万円から63万円に引き上げた場合の対象になる世帯の年収はどの程度になるのか、その点を大体のモデルケースでいいんで、お答えいただきたいと思います。

それから、後半にあります減額の対象者の具体的に増える数というんですか、その点について、教えてほしいと思いますので、答弁を求めます。

以上です。

(6番 田代哲郎君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、湯上君。

(税務課長 湯上増巳君 登壇)

○税務課長（湯上増巳君） ただいまの田代議員の御質疑にお答えいたします。

61万円から63万円になる方ということで、年収ということですけれども、この国保税を算定する段階で4つの要件がございまして、所得だけではなくいろんな要件が重なってきますので、一概にちょっと幾らというふうには言いにくいかと思います。

それと、軽減につきましてですけれども、3月末の被保険者で試算したところですと、5割軽減の均等割につきましては、4名増、5割軽減の平等割につきましては、3世帯増、2割軽減の均等割につきましては、13名増、2割軽減の平等割につきましては、5世帯増となります。合計では、17名増の8世帯、均等割につきましては、17名の増、平等割につきましては、8世帯の増となります。

以上、答弁とさせていただきます。

(税務課長 湯上増巳君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑ありませんか。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番（美濃良和君） それでは、この第2条第2項中、ただし書のこの61万

円から 6 3 万に改めるということによって、最高限度額を超える世帯というのは、何世帯何人あるのかお聞きしたいと思います。

その引上げによって、どれだけの増収というんですか、掛け算したら、2 万円掛けたらいいんですからね、そうなるんでしょうけれど。

あと、先ほどの説明の中で附則を 100 万円ということで、ここの説明があったわけ でございますけれども、もう少し説明をお願いしたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、湯上君。

(税務課長 湯上増巳君 登壇)

○税務課長（湯上増巳君） ただいまの美濃良和議員の御質疑にお答えいたします。

限度額を超える世帯ということですけれども、これも 3 月末時点での試算しますと、17 世帯となります。それに伴い、増額する額といたしましては、約 80 万円になります。

それと、2 つ目の 100 万円の特別控除ですけれども、個人が都市計画区域内にある低・未利用土地等を譲渡した場合において、その年中の低・未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡取得の金額から 100 万円を控除できることというふうな制度が創設されました。それに伴い、改正を行ったものでございます。

以上です。

(税務課長 湯上増巳君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） 今、17 世帯がこの最高の限度額を超えるということで、御説明がありました。

法律では、最高限度額が国によって改正がされた場合に、その最高限度額を超えてはならない、だから以下だったら別にいいわけですよね。その辺のところを確認したいと思います。

今のところでも 80 万円でありますけれども、要するにこのまま現行条例でいこうと思えばいけるという、そういうことになるんじゃないかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それからもう一つ、附則のところで 100 万円の控除があるということで説明いただいたんですけども、都市計画とかって言われたんですけども、都市計画、うちにはさ

れていませんよね。そうすると、提供される世帯はないというふうに判断してよろしいんでしょうか。

○議長（伊都堅仁君） 税務課長、湯上君。

○税務課長（湯上増巳君） 限度額以下だったらということでござりますけれども、これは地方税法等の改正により同じように引上げさせていただくということになりますので、御理解をいただきたいと思います。

それと、先ほど80万と言わせてもらったんですけれども、この80万というのは、平成元年度の税率、旧税率のままで試算した分と令和2年の新税率で計算した分の差額になりますので、そこで所得割等も上がっていく、試算割は下がっていく、そういうところの差額にもなってきますので、ということでございます。

それと、適用なんですけれども、当町には都市計画区域、関係ないんですけども、転入とかされてきた方とかは、そういったところでもし取得されていた場合とかも考えられなくもないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第34号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、美濃良和君。

（11番 美濃良和君 登壇）

○11番（美濃良和君） 先ほどの討論でも申しましたように、今コロナ等のことから、少しでも早く収束させなければならないということで、自宅待機ということが言われて、そのためにいろんな個人給付等の支援があるわけでございますけれども、そういうことから、できるだけ町民に対して町長も考えててくれて、例えば、マスク等のことも後のはうから出てくるようでございますけれども、そういう案も考えられておられます。そういうことでできるだけ個人の負担を減らしていくということが今求められているんじゃないかなというふうに思います。

そういう点で、現行の61万円の最高限度額、これをまた16万円ですか、これは介護保険でしたかね、そういうところに町としても支援をすると、しかもどうしても国が

改正すれば、それをそのままいかなければならぬということには法律にはなってない
というふうに認識しております。

そういう点から考えて、この引上げに同意することができないという立場から反対いたします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから、議案第34号、専決処分について承認を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長（伊都堅仁君） 起立多数です。

したがって、議案第34号、専決処分について承認を求める件は、承認することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩

(午前 9時56分)

再開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時57分)

◎日程第7 議案第35号 紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第7、議案第35号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。

総務課長、細嶋君。

(総務課長 細嶋康則君 登壇)

○総務課長 (細嶋康則君) それでは、議案書の 18 ページをお開きください。

議案第 35 号、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 4 月 28 日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案の理由でございますが、職員の不祥事を原因として、町長及び副町長の監督責任を明らかにすべく、町長及び副町長の給料月額を減額するため、紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の改正を行うものでございます。

次の 19 ページを御覧ください。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を改正する条例でございます。

お手元の新旧対照表では、60 ページでございます。

紀美野町長、副町長及び教育長の給与等条例の一部を次のように改正します。

附則に、次の 2 項を加えます。

第 13 項、町長の給料月額は、令和 2 年 5 月 1 日から同年 8 月 31 日までの 4 か月間、67 万円から 10 分の 1 を減額し、60 万 3,000 円とするものでございます。

第 14 項、副町長の給料月額は、令和 2 年 5 月 1 日から 6 月 30 日までの 2 か月間 58 万円から 10 分の 1 を減額し、52 万 2,000 円とするものでございます。

この条例は、令和 2 年 5 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、議案第 35 号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひをいたします。

(総務課長 細嶋康則君 降壇)

○議長 (伊都堅仁君) これから質疑を行います。

11 番、美濃良和君。

(11 番 美濃良和君 登壇)

○11 番 (美濃良和君) この件については、逮捕されたということによってでございましょうけれども、まだ監査のほうへも調査ということであって、その結果もない

わけでございますけれども、その辺のところはどうなんでしょうか。

それともう一つは、そういうことで2役、2人の減額の提案があったとして、教育長というのは、どういうふうなことから責任をとつてもらうのかということについては、どうなんでしょうか。お聞きしたいと思います。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細嶋君。

(総務課長 細嶋康則君 登壇)

○総務課長（細嶋康則君） それでは、美濃良和議員の御質疑にお答えします。

この条例に関しましては、町長とそれから副町長の監督責任を明らかにすべきものでありますて、まず教育長は含まれておりませんことをお答えをさせていただきます。

そして、いろんな調査とかも進めておるところであります、現段階におきまして、この不祥事が起きて、そして町長と副町長が自戒により監督責任を明らかにするということですので、この条例案を提出させていただいたわけでございます。

いろいろな調査に関しては、これとはトータル的に考えているわけではないということですので、御理解をいただきたいと思います。

(総務課長 細嶋康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第35号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩

(午前10時05分)

再開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます

(午前10時05分)

◎日程第8 議案第36号 紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第8、議案第36号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。

企画管財課長、坂君。

(企画管財課長 坂 詳吾君 登壇)

○企画管財課長（坂 詳吾君） それでは、議案書の20ページをお開きください。

議案第36号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例について。

紀美野町営住宅条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年4月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

民法の一部を改正する法律の施行による法定利率の見直しに伴い、紀美野町営住宅条例の改正を行うものでございます。

議案書21ページ、並びに新旧対照表の61ページを合わせて御覧いただきたいと思います。

紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例。

紀美野町営住宅条例の一部を次のように改正する。

第42条、第3項中、年5分の割合を法定利率に改める。

附則として、施行期日1項、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の紀美野町営住宅条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。

経過措置、2項、令和2年4月1日前に到来した支払い期に係るこの条例による改正前の紀美野町営住宅条例第42条第3項に規定する利息については、なお従前の例によ

る。

改正内容を御説明をさせていただきます。

令和2年4月1日に民法の一部を改正する法律が施行されたことにより、民法第404条に規定する法定利率が年5分から年3%に引き下げられ、3年ごとに利率を見直す変動制となりました。法定利率の見直しの背景には、法定利率は、市中金利を大きく上回る状態が続いたこと、また法定利率を固定のものとすると、将来市中金利と大きく乖離する事態が生じる恐れがあることなどがございます。

この民法の改正に伴い、紀美野町営住宅条例第42条第3項に規定する不正入居者に対する明渡し請求時の損害賠償請求額算定の利率を年5分の割合から法定利率に改正するものでございます。

以上、簡単ですが、議案第36号、紀美野町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

よろしくお願いをいたします。

(企画管財課長 坂 詳吾君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第36号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時09分)

再開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時10分)

◎日程第9 議案第37号 紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

○議長（伊都堅仁君） 日程第9、議案第37号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、議題とします。

説明を願います。

消防長、家本君

(消防長 家本 宏君 登壇)

○消防長（家本 宏君） それでは、議案書の22ページをお開きください。

議案第37号、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のとおり改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和2年4月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

提案理由でございます。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、紀美野町消防団員等公務災害補償条例の改正を行うものでございます。

23ページをお開きください。

なお新旧対照表は62ページからとなりますので、併せて御覧いただきたいと思います。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

紀美野町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第5条、第2項、第1号中、「日に」を「日（以下「事故発生日」という）」に改め、同項第2号中、8,800円を8,900円に改め、同条第3項中、死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日、または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日、もしくは診断により疾病の発生が確定した日を事故発生日に改める。

附則第3条の4、第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中、

100分の5を事故発生日における法定利率に改める。

別表団長及び副団長の項中、1万2,400を1万2,440に、1万3,300を1万3,320に改め、同表分団長及び副分団長の項中、1万600を1万670に、1万1,500を1万1,550に、1万2,400を1万2,440に改め、同表部長、班長及び団員の項中、8,800を8,900に、9,700を9,790に、1万600を1万670に改め、同表備考1中、死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日、または診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日、もしくは診断によって疾病の発生が確定した日を事故発生日に改める。

附則、施行期日、第1項、この条例は公布の日から施行し、この条例による改正後の紀美野町消防団員等公務災害補償条例（以下、新条例という）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

経過措置、第2項、新条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた紀美野町消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

改正の概要を簡単に御説明をさせていただきます。

第5条第2項第1号及び第3項につきましては、文言の改正でございます。

第5条第2項第2号は、消防作業従事者、救急業務協力者等が消防作業や救急業務に協力し、死亡もしくは障害の状態となった場合の保障基礎額を8,800円から8,900円に改めるものでございます。

次に、附則第3条の4、第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項ですが、障害補償年金等を受給することとなった方は年金の前払いを受けることができますが、前払い一時金が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率を100分の5から事故発生日における法定利率に改めるものでございます。

次に、別表でありますが、非常勤消防団員の階級、勤務年数別の補償基礎額をそれぞ

れの金額に改めるものと、5表備考1中の文言の改正でございます。

以上、御説明とさせていただきます。

御審議の上、原案どおり御可決を賜りますようよろしくお願ひをいたします。

(消防長 家本 宏君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第37号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩

(午前10時18分)

再開

○議長（伊都堅仁君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時18分)

◎日程第10 議案第38号 令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）

○議長（伊都堅仁君） 日程第10、議案第38号、令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）について議題とします。

説明を願います。

総務課長、細嶋君。

(総務課長 細嶋康則君 登壇)

○総務課長（細嶋康則君） それでは、議案書の26ページをお開きください。

議案第38号、令和2年度紀美野町一般会計補正予算（第1号）。

令和2年度紀美野町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億1,837万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,007万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年4月28日提出 紀美野町長 寺本光嘉

予算に関する説明書の3ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

15款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金8億8,025万円の増額補正で、特別定額給付金の給付事業費補助金8億7,000万円と給付事務費補助金1,025万円でございます。

2項2目、民生費国庫補助金、682万円の増額補正で、子育て世帯への臨時特別給付金の給付事業費補助金628万円と、給付事務費補助金54万円でございます。

19款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金で、3,130万7,000円の増額補正で基金を取り崩して繰り入れてございます。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の4ページをお開きください。

2款総務費、1項12目に特別定額給付金給付事業費を新たに設け、8億8,025万円を計上し、新型コロナウイルス感染拡大に伴うものとして、令和2年4月27日に住民基本台帳に登録のある町民1人当たり10万円の給付を行うもので、世帯単位で支給する経費でございます。この事業における経費は全て国費で賄われます。

5ページにわたりまして、3款民生費、2項8目子育て世帯へ臨時特別給付事業費を新たに設け、682万円を計上し、新型コロナウイルス感染拡大に伴うものとして、新高校1年生までの子供のいる世帯に対し、子供1人当たり1万円の給付を行う経費でございます。ただし、児童手当の特例給付受給者には支給されません。この事業における

経費も全て国費で賄われます。

4款衛生費、1項2目予防費、1,395万円の増額補正で、新型コロナウイルス感染予防対策として、1世帯当たり50枚のマスクを配付するための経費でございます。なお6人以上の世帯には、100枚のマスクを配付する予定としてございます。

9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費、1,498万5,000円の増額補正で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、家庭学習を支援するため、ソフトの使用料や小学校4年生以下の児童に1人1台のi Padを購入する費用を計上してございます。

6ページにわたりまして、3項中学校費、2目教育振興費、237万2,000円の増額補正で、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、家庭学習を支援するため、モバイルルーターの導入費用やソフトの使用料を計上してございます。

以上、簡単でございますが、議案第38号、令和2年度紀美野町一般会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。どうかよろしくお願ひいたします。

(総務課長 細嶋康則君 降壇)

○議長(伊都堅仁君) これから質疑を行います。

11番、美濃良和君。

(11番 美濃良和君 登壇)

○11番(美濃良和君) 若干聞いておきたいと思います。

今、少し問題になっているのが、DVですね、ドメスティック・バイオレンス、暴力等で避難をされている方に対して、その世帯主のほうにお金がいってしまわないのかどうかという心配の声が。今月内にそんな方は自治体に知らせよということでなっているかと思うんですけども、それについてのこの町ではどうなるのかお聞きしたいと思います。

それから、5ページの衛生費の保健衛生費で予防費として、マスクをこの町でも提供すると、そういう町長の施策なんですけれども、これの渡し方ですよね、どういうふうにそれぞれやり方は自治体によって違うと思うんですが、この町はどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

あと、その9款の教育関係で、i Padを使って子供たちに実際先生が訪問されて、宿題を渡したり、また宿題を回収したりということで大変御苦労をされているんですけども、こういうふうにテレビ会議的なそういうふうな内容になっていくのか、これはどういうふうな形になって、各家にいてるんですよね。学校に集めて、先生が教育、指

導するというのではないので、いろんな家によって事情があるかというふうに思うんですけれども、その辺のところはどういうふうに考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

(11番 美濃良和君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細嶋君。

(総務課長 細嶋康則君 登壇)

○総務課長（細嶋康則君） 美濃良和議員からドメスティック・バイオレンス（DV）に対する御質疑がございました。これにお答えをいたします。

国のほうからもその部分の通知も参っておりまますし、DVに関しては、特にプライバシー等に十分配慮して取り扱っていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

(総務課長 細嶋康則君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

(保健福祉課長 森谷善彦君 登壇)

○保健福祉課長（森谷善彦君） 美濃議員の2つ目の御質疑、マスクの配付方法についての御質疑にお答えします。

マスクの配付については、できるだけ町民の皆さんに配付できるよう、まずはマスクの引換券を皆さんのはうへお送りさせていただいて、町内10か所の今のところ予定としては、役場本庁、支所、それから各出張所ほか10か所を予定して、引換券と一緒にマスクを配付したいと考えております。

以上です。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 教育次長、曲里君。

(教育次長 曲里充司君 登壇)

○教育次長（曲里充司君） 美濃議員の御質疑にお答えをさせていただきたいと思います。

今回、備品で購入させていただく予定にしておりますiPadについては、各御家庭への貸出しというのを前提に考えさせていただいております。

ですが、先日各家庭を対象にWi-Fi環境の調査をいたしました。なかなか御家庭

では100%Wi-Fiの環境が整っていないということで、今回通信機器を貸し出す、モバイルルーターを貸し出す予算というのも計上いたしております。なかなか今までに自宅と学校とのやりとりをするような授業というのは先生方も慣れておりませんし、児童生徒も慣れておりません。

ですので、取りあえずは授業ということを求めずに、宿題の丸付けであるとか、解説程度からスタートできるような形で現在準備をいたしております。

最終的には授業の録画をして、それを配信するとかという形ができればなと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

(教育次長 曲里充司君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） 11番、美濃良和君。

○11番（美濃良和君） このDV対策については、十分にやっていくということなんですが、なかなか分からぬ部分が、誰がDVを受けているんか、その避難がどんな状況にあるのか、その辺のところはどういうふうに把握されるようにお考えか。もう実際、今月いっぱいにたしかそういう町のほうへ申入れをしてもらわなかんことになっているというふうに聞いておるんですけども、その辺のところはどうでしょうか。

それから、5ページの衛生費のマスクの引渡しですけど、これ11か所の場所において引渡していくということで、広い町ですから、そういうふうな対策をとっていただけますけれども、実際に来れない方、今、町のほうでも乗り合いタクシーの施策もありますけど、10月じゃなきゃならんと。そういうふうな状況の中で来れない方については、民生委員さんとか区長さんとか、そういうふうな方々のお力を借りるとか、そのようなこともお考えになっておられるのどうか、その辺のところをお聞かせをいただきたいと思います。

教育の問題については、初めてのことですし、大変なことかというふうに思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。これはもう要望にしておきます。

さきの2点について、よろしくお聞かせいただきたいと思います。

○議長（伊都堅仁君） 総務課長、細嶋君。

○総務課長（細嶋康則君） DVのことでございます。

プライバシーは大変厳重に保護されているため、私も知る立場にはございません。

ですから、この取扱いのできる部署並びに職員には、この件に関しても特段の注意を

して、取り扱うように伝えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

○保健福祉課長（森谷善彦君） マスクの配付で来れない方について、どのように配るのかという御質疑ですが、来れない方については、美濃議員の内容のとおり、民生委員、区長さん、それから事業所を通じて皆さんに配付できるよう、やっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

3番、藤井基彰君。

（3番 藤井基彰君 登壇）

○3番（藤井基彰君） 今のマスクの配付の件で、二、三お伺いします。

各世帯とおっしゃられましたので、50枚、単純計算でざっと20万余り必要になると思うんですけども、御存じのように、今皆さんドラッグストアとか行かれても、本当にマスクがないので、大変助かると思うんですけど、その20万余り配るに当たって、一度に町のほうの手元に入るんでしょうか。

その点と、仮にそれが入るとしまして、本当に皆さん困っています。ほかの市町村でも配付等々聞いていますけども、いつ頃町民の方々の手元に届くんでしょうか。

この2点、すみませんけれどもよろしくお願いします。

（3番 藤井基彰君 降壇）

○議長（伊都堅仁君） 保健福祉課長、森谷君。

（保健福祉課長 森谷善彦君 登壇）

○保健福祉課長（森谷善彦君） それでは、マスクの件について、お答えをいたします。

マスク不足の中で入れてくれる納入業者はあるのかというところなんですが、今回、予算を通していただいたら、業者を選定させていただいて、できるだけ町民へ各世帯へ50枚配れるように業者選定をしていきたいと思います。

それによってできるだけ早く町民に配れるように、早い段階で10か所の設置箇所を置いて、配付したいと考えております。

以上です。

(保健福祉課長 森谷善彦君 降壇)

○議長（伊都堅仁君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで質疑を終わります。

これから議案第38号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 閉会中の継続審査の申し出について（議会運営委員会）

○議長（伊都堅仁君） 日程第11、閉会中の継続調査の申し出について、議題とします。

議会運営委員会の委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（伊都堅仁君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第1回紀美野町議会臨時会を閉会します。

（午前10時38分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年4月28日

議長伊都堅仁

議員藤井基彰

議員上柏院亮